

# 19. 公害健康被害補償

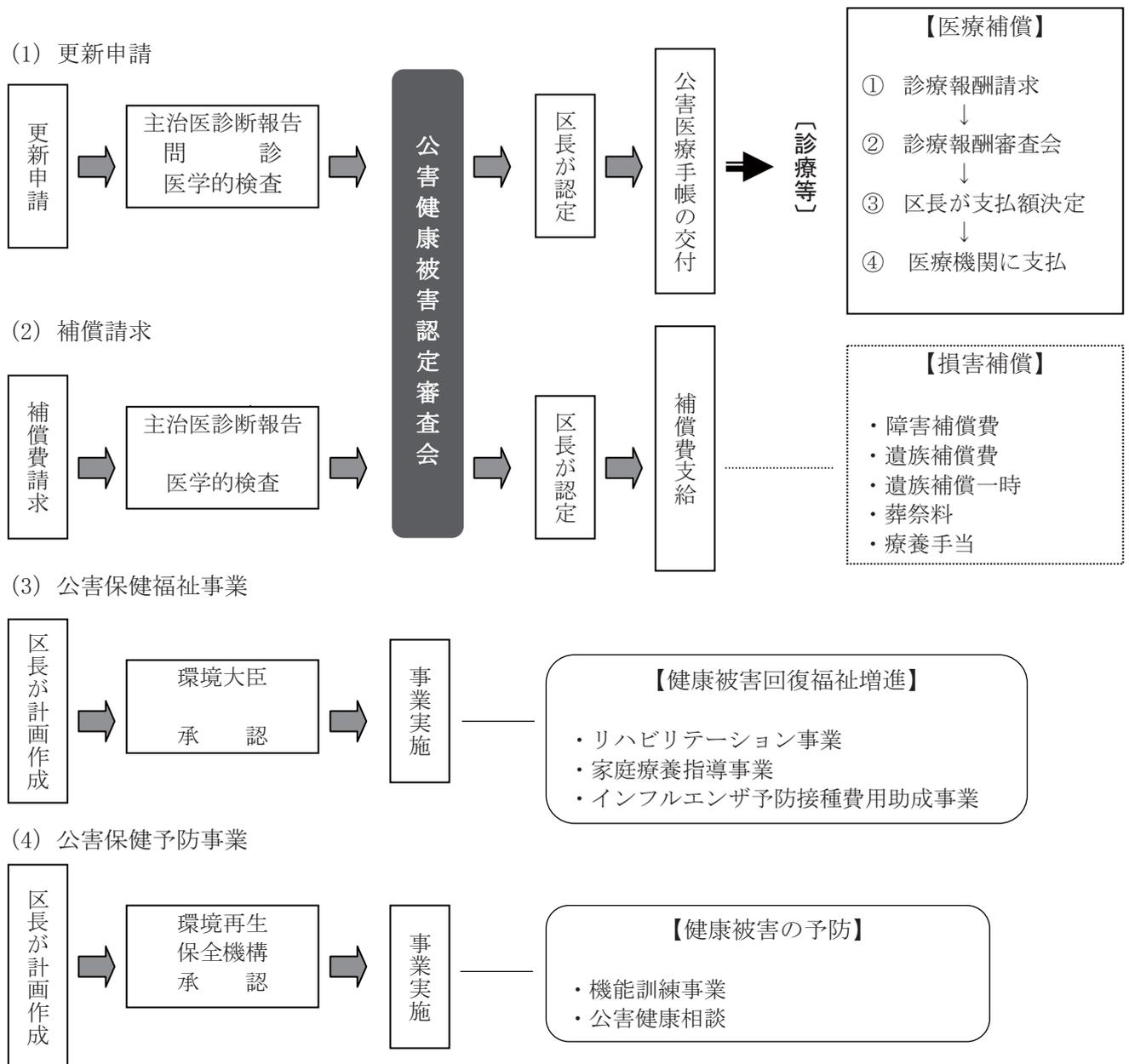
大気汚染又は水質汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日から指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

現在はこれまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

## [1] 認定の更新の仕組み



## [2] 認定状況等

### (1) 申請・認定件数

区分 年度	申請 (件)	申請 取下げ (件)	認定 否決 (件)	未審査 (件)	本区 認定 (件)	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定 者数 (人)
20年度						11	9	5	15	664
21年度						8	11	0	11	650
22年度						6	14	1	3	638
23年度						17	7	3	6	639
<b>24年度</b>						<b>5</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>626</b>

(注) 昭和63年3月1日から、制度改正により新規申請・認定はない。

□昭和50年12月19日～平成25年3月31日 累計

(単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	395	665	1,249	443

### (2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数

(単位：人)

疾病 年度	ぜん息性 気管支炎	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
20年度	0	607	49	8	664
21年度	0	598	46	6	650
22年度	0	592	40	6	638
23年度	0	593	39	7	639
<b>24年度</b>	<b>0</b>	<b>580</b>	<b>39</b>	<b>7</b>	<b>626</b>

□障害の程度別 被認定者数

(単位：人)

障害の程度 年度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
20年度	0	0	16	237	411	664
21年度	0	0	16	230	404	650
22年度	0	0	16	219	403	638
23年度	0	0	16	224	399	639
<b>24年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>215</b>	<b>396</b>	<b>626</b>

□疾病・障害の程度別 被認定者数（平成25年3月31日現在）

（単位：人）

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	12	192	376	580
慢性気管支炎	0	0	2	19	18	39
肺気しゅ	0	0	1	4	2	7
<b>合 計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>215</b>	<b>396</b>	<b>626</b>

(3) 地域別被認定者数

（単位：人）

地 域 年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
駒 込	11	11	12	12	10
巢 鴨	23	20	19	20	19
西 巢 鴨	27	25	24	25	24
北 大 塚	16	15	17	17	16
南 大 塚	35	35	34	33	31
上 池 袋	31	29	29	27	27
東 池 袋	27	24	21	22	20
南 池 袋	12	14	14	13	13
西 池 袋	23	20	21	21	24
池 袋	27	26	26	25	25
池袋本町	44	40	39	41	37
雑司が谷	14	14	14	15	13
高 田	14	15	14	15	14
目 白	18	19	19	19	19
南 長 崎	39	37	39	36	35
長 崎	32	31	28	27	27
千 早	21	20	19	18	17
要 町	15	15	14	15	13
高 松	14	14	13	13	14
千 川	7	7	7	6	5
区 外	214	219	215	219	223
総 数	664	650	638	639	626

□地域・疾病別 被認定者現在数（平成25年3月31日現在）

（単位：人）

地 域 \ 疾 病	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢性 気管支炎	肺 気 し ゅ	合 計
駒 込	0	9	1	0	10
巢 鴨	0	18	1	0	19
西 巢 鴨	0	22	2	0	24
北 大 塚	0	13	3	0	16
南 大 塚	0	28	3	0	31
上 池 袋	0	27	0	0	27
東 池 袋	0	20	0	0	20
南 池 袋	0	11	1	1	13
西 池 袋	0	18	5	1	24
池 袋	0	20	4	1	25
池袋本町	0	35	2	0	37
雑司が谷	0	13	0	0	13
高 田	0	13	1	0	14
目 白	0	18	0	1	19
南 長 崎	0	31	4	0	35
長 崎	0	26	1	0	27
千 早	0	17	0	0	17
要 町	0	11	2	0	13
高 松	0	13	1	0	14
千 川	0	5	0	0	5
区 外	0	212	8	3	223
総 数	0	580	39	7	626

### [3] 補償給付実績

年 度 \ 件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
20 年 度	14,351	487,679,272
21 年 度	13,924	439,394,916
22 年 度	13,302	426,663,427
23 年 度	12,925	420,799,352
<b>24 年 度</b>	<b>12,638</b>	<b>411,139,508</b>

□平成24年度 補償給付実績内訳

区 分 \ 件数・金額	件数 (件)	金額 (円)
医 療 費	8,279	172,527,308
障 害 補 償 費	2,809	187,439,650
児 童 補 償 手 当	0	0
療 養 手 当	1,437	32,951,100
遺 族 補 償 費	112	17,895,950
遺 族 補 償 一 時 金	0	0
葬 祭 料	1	325,500
<b>合 計</b>	<b>12,638</b>	<b>411,139,508</b>

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 24年度被認定者数中央値 630 人

(B) 医療費総額 172,527,308 円

(B) / (A) 273,852 円

#### [4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数(回)	審査件数(件)	更新件数(件)	回数(回)	審査件数(件)
20年度	12	489	307	12	8,673
21年度	12	350	156	12	8,072
22年度	12	345	167	12	8,028
23年度	12	410	245	12	7,751
<b>24年度</b>	<b>12</b>	<b>323</b>	<b>134</b>	<b>12</b>	<b>7,685</b>

#### [5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、豊島区でも呼吸リハビリ教室等を実施している。

区分 年度	呼吸リハビリ教室		地域ぜん息教室 (やまびこ会)		家庭療養 指導
	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
20年度	2	53	5	31	43
21年度	2	48	2	10	45
22年度	3	51	3	15	37
23年度	4	94	3	15	58
<b>24年度</b>	<b>2</b>	<b>51</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>62</b>

#### [6] 健康被害予防事業

昭和63年3月1日施行された法改正により、大気汚染地域指定解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになり、本区は昭和63年度から健康相談を実施している。慢性閉塞性疾患及びアレルギー性疾患に関する相談、指導を行なうことにより疾患の予防と、これら患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及と意識の向上を図ることを目的としている。昭和53年度から公害保健福祉事業として実施された転地療養事業及び昭和56年度からの水泳教室は、法対象者の高齢化のため、現在は健康被害予防事業として実施している。

##### (1) 機能訓練事業

##### □水泳教室

区分 年度	時期	参加者(人)	対象	場所
20年度	5/7 ~ 10/1 12日	延 296	小学1年生 } 小学6年生	西池袋・巣鴨温水プール
21年度	5/27 ~ 10/14 12日	延 273		巣鴨・雑司が谷温水プール
22年度	5/26 ~ 11/1 12日	延 256		雑司が谷温水プール
23年度	9/5 ~ 11/21 8日	延 145		
<b>24年度</b>	<b>5/14 ~ 11/12 15日</b>	<b>延 387</b>	<b>小学1年生 } 中学3年生</b>	<b>雑司が谷温水プール</b>

□転地療養事業（サマーキャンプ・デイキャンプ）

区分 年度	時期	参加者（人）	対象	場所
20年度	8/5 ～ 8/8 3泊4日	40	小学3年生 ） 中学3年生	猪苗代 四季の里
21年度	8/4 ～ 8/7 3泊4日	30		
22年度	8/2 ～ 8/5 3泊4日	32		
23年度	10/9 日帰りデイキャンプ	16		新宿御苑
24年度	8/4 ～ 8/6 2泊3日	23	小学3～中学3	山中湖 秀山荘
	10/14 日帰りデイキャンプ	15	小学1～中学3	新宿御苑

（注）23年度は東日本大震災と原発事故の影響により、サマーキャンプを中止し、日帰りデイキャンプを実施した。

(2) 健康相談事業（ぜん息講演会）

区分 年度	開催回数（回）	参加延人数（人）
20年度	4	99
21年度	2	56
22年度	2	39
23年度	6	142
<b>24年度</b>	<b>8</b>	<b>199</b>

[7] その他

□ぜん息相談

（単位：人）

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	計
20年度	392	100	34	526
21年度	106	50	41	197
22年度	119	52	47	218
23年度	148	42	97	287
<b>24年度</b>	<b>626</b>	<b>141</b>	<b>213</b>	<b>980</b>

## [8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行っており、区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。平成20年度から年齢制限が拡大され、18歳以上の健康障害者にも助成されることとなった。

区 分 年 度	大気汚染被害者認定審査会			各 年 度 末 の 被 認 定 者 数 ( 人 )
	回数 (回)	審査件数 (件)	新規件数 (件)	
20年度	12	530	371	948
21年度	12	502	320	1,237
22年度	12	790	362	1,497
23年度	12	801	300	1,643
<b>24年度</b>	<b>12</b>	<b>837</b>	<b>250</b>	<b>1,732</b>

### □地域別大気汚染障害者認定者数

(単位：人)

地域別	年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
駒 込		63	78	82	83	93
巢 鴨		47	63	79	84	94
西 巢 鴨		48	58	76	81	83
北 大 塚		29	45	49	53	57
南 大 塚		44	66	75	83	83
上 池 袋		36	62	81	89	98
東 池 袋		55	64	87	99	102
南 池 袋		25	34	42	48	48
西 池 袋		43	64	97	108	121
池 袋		68	78	108	133	128
池 袋 本 町		120	128	146	159	161
雑 司 が 谷		27	44	51	56	66
高 田		31	43	54	63	69
目 白		39	54	57	64	66
南 長 崎		91	96	108	122	125
長 崎		77	111	121	121	127
千 早		35	59	67	67	75
要 町		31	44	55	62	57
高 松		22	29	40	42	47
千 川		17	17	22	26	32
総 数		948	1,237	1,497	1,643	1,732